

「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」に係る措置のうち
 条例制定が必要・可能な事務一覧

資料7

令和4年5月20日現在

No.	法律名等 (改正内容)	「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」 該当箇所	必要性	条例制定主体	条例で定める(定めることが可能な)事項	備考 (経過措置等)
1	建築基準法 (応急仮設建築物等の存続期間の延長)	5【国土交通省】 (2)(iii)	可能	地方公共団体	応急仮設建築物等の存続及び使用期間の延長にかかる申請手数料を定めること。	申請手数料を求める場合に限る。
2	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則 (劇場等の客席の建築物特定施設への追加)	5【国土交通省】 (18)	可能	地方公共団体	劇場等の客席に係る建築物移動等円滑化基準を定めることにより、建築主が当該基準に適合することを義務づけること。	-

※ すべての条例制定主体において、条例制定を要する場合は「必要」、自治体の判断により条例制定が可能な場合は「可能」。

※ 今後の関係府省における法令改正の状況によっては、追加があり得ることに留意してください。